

さけ・ます流し網漁禁止緊急対策

【10,000百万円】

対策のポイント

ロシア水域における流し網漁禁止法の成立に伴う北海道道東地域等を中心とした地域経済への影響を緩和するための対策を総合的に実施します。

<背景／課題>

- 平成27年6月29日に流し網漁を禁止するロシア連邦法が成立し、平成28年1月以降ロシア連邦の200海里水域におけるさけ・ます流し網漁が操業できない事態となっています。
- 日本漁船によるロシア水域でのさけ・ます流し網漁業は、北海道道東地域等を中心に地域経済の中核を担う重要な漁業の一つであるため、地元関連産業への大きな影響が懸念されます。
- このため、関係漁業者、水産加工業者等に対して、さけ・ます流し網漁について代替漁法や代替漁業への転換支援、影響地域における施設整備支援等さけ・ます流し網漁関係地域への影響緩和対策を総合的に実施する必要があります。

政策目標

ロシア水域における流し網漁の禁止に伴う、我が国さけ・ます流し網漁関係者及び北海道道東地域等への影響の緩和

<主な内容>

1. はえ縄漁法等可能性調査・検証事業

260百万円

ロシア水域におけるさけ・ます漁について、禁止された流し網漁法に代わるはえ縄漁法等新たな漁法への転換を図るため、新技術の導入や漁具・漁労設備の改良、漁船を用いた試験操業により漁獲効率や経済性など、操業の可能性を調査・検証します。

（委託費
委託先：民間団体等）

2. 漁業構造改革総合対策事業

8,523百万円の内数

ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁禁止の影響を受ける関係漁業者に対して、日本の200海里水域や公海における新たな魚種を漁獲対象とする代替漁業への転換のための実証の取組を支援します。（5,023百万円の範囲内で支援。）

（補助率：定額、用船料相当額の1／2以内等
事業実施主体：特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構）

3. 養殖魚安定生産・供給技術開発事業

80百万円

（1）ホタテガイ垂下式養殖技術開発調査

流水の影響を受ける等冬期の海洋環境が厳しい水域におけるホタテガイ垂下式養殖に必要な養殖適地調査を実施します。

（2）ベニザケ養殖実証技術開発調査

これまで養殖方法が確立されていないベニザケ等高価な新魚種の導入や実用化されていない新規の飼育管理技術を用いた新たな養殖手法を開発します。

（委託費
委託先：民間団体等）

4. 水産基盤整備事業＜公共＞

1, 235百万円

ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁の禁止に伴い影響を受ける地域において、資源回復や生産力向上を図るため、増殖場やホタテガイ漁場等の整備を推進します。

また、拠点漁港における品質・衛生管理対策等機能強化を図るため、屋根付き岸壁等の整備を推進します。

〔国費率：10／10（うち漁港管理者1／3等）等〕
事業実施主体：国、北海道、市町村〕

5. さけ・ます等の種苗生産施設の整備対策

2, 850百万円

地場水産業の振興に必要なさけ・ます等の種苗生産施設、ふ化放流施設、漁獲物鮮度保持施設等の共同利用施設の整備を支援します。

〔交付率：定額（北海道）等〕
事業実施主体：北海道、市町村、水産業協同組合等〕

6. さけ・ます加工原料緊急対策事業

552百万円

（1）さけ・ますからの原料転換に伴う経費支援

製造ライン改修費、加工機器の整備費等さけ・ますからの原料転換（国産原料）に要する費用を支援します。

（2）さけ・ます加工原料確保に伴う経費支援

輸入等によりさけ・ます加工原料を確保する場合に、輸送費、パッケージ変更費等の掛かり増し経費を支援します。

〔補助率：定額、1／2以内〕
事業実施主体：北海道、民間団体等〕

お問い合わせ先：

1の事業	水産庁研究指導課	(03-6744-2031)
2の事業	水産庁研究指導課	(03-6744-0205)
3の事業	水産庁裁培養殖課	(03-3502-0895)
4の事業	水産庁計画課	(03-3502-8491)
5の事業	水産庁防災漁村課	(03-6744-2391)
6の事業	水産庁加工流通課	(03-6744-2349)

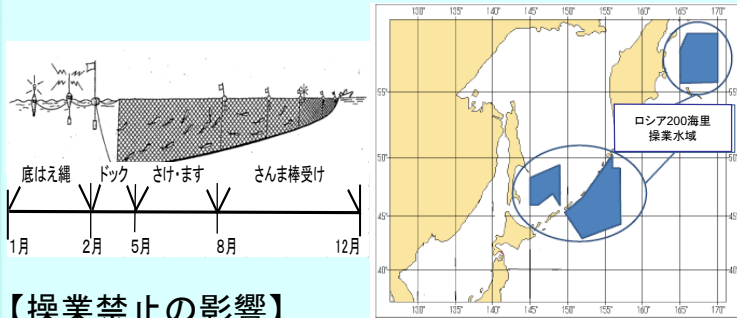
さけ・ます流し網漁禁止緊急対策

【平成27年度補正予算額 10,000百万円】

ロシア水域における流し網漁業禁止法の成立（平成27年6月29日）による、さけ・ます流し網漁業の禁止に伴う影響地域を中心とした地域経済への影響を緩和するための対策を総合的に実施。

【ロシア水域さけ・ます流し網漁業の概要】

操業隻数：38隻 乗組員雇用：約500名
水揚げ額：約33億円 水揚げ量：約6,000トン
操業期間：5～7月
水揚げ地：花咲港（根室市）、厚岸港（厚岸町）、
釧路港（釧路市）
漁獲物：ベニザケ、シロザケ、カラフトマス等
主な経営形態：5～7月さけ・ます操業、8～12月さんま操業



【操業禁止の影響】

- ・5～7月の操業機会喪失により漁業経営・雇用の維持に影響。
- ・根室市、厚岸町、釧路市など道東地域の基幹漁業の一つであり、地域経済に甚大な影響。
- ・北海道庁は漁業及び水産加工業や運輸業等の関連産業を含めた影響額を185億円と試算。

【対策】

- ・はえ縄漁法等可能性調査・検証事業
流し網に代わる代替漁法（はえ縄等）の調査・検証
- ・漁業構造改革総合対策事業
新たな魚種を漁獲対象とする代替漁業への転換の取組の支援
- ・養殖魚安定生産・供給技術開発事業
流水の影響域でのホタテガイ垂下式養殖手法及び実用化を目指したベニザケ養殖手法の開発
- ・水産基盤整備事業〈公共〉
生産力向上のためのホタテガイ漁場の整備
拠点漁港における品質・衛生管理の向上のための屋根付き岸壁等を備えた衛生管理型漁港の整備等
- ・さけ・ます等の種苗生産施設の整備対策
さけ・ます等の種苗生産施設の整備
高鮮度・高品質な水産物流通のための漁獲物鮮度保持施設等の整備
- ・さけ・ます加工原料緊急対策事業
原料転換、さけ・ます原料確保

○関係漁業者の漁業転換による新たな経営展開

○原料転換等による水産加工業の維持

○漁業資源の確保・漁業基盤の拡充による漁業活動の継続

⇒ 漁業を核とした地域経済の回復・発展